

# 宮城県公報

行  
県  
課  
書  
葉  
1  
号  
発  
城  
宮  
(総務部私学文青葉1号  
宮本町三丁目8番1号  
電話022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一

部を改正する規則

告示

○形質変更時要届出区域の指定

○保安林の指定の解除の予定

○形質変更時要届出区域の指定

○保安林の指定の解除の予定

○昭和五十六年宮城県告示第七百十九号（水防法第四条の規定による水防

管理団体の指定）の一部改正

○土地改良区の定款変更の認可

○土地改良区役員の住所変更の届出

○土地改良区の定款変更の認可（二件）

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（警察本部会計課）

規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十八年九月二十七日

○宮城県規則第二百九号

宮城県知事

村井嘉浩

告示

○宮城県告示第七百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

（環境対策課）  
(森林整備課)

（河川課）  
(仙台地方振興事務所)

（同）  
(北部地方振興事務所)

（河川課）  
(仙台地方振興事務所)

（同）  
(仙台地方振興事務所)

（河川課）  
(仙台地方振興事務所)

一 解除予定保安林の所在場所  
岩沼市寺島字川向四五の五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
七号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第二項、第四十三条第一項、第七十一条第三項、第七十七条第一項及び第八十五条中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八十八号

昭和五十六年宮城県告示第七百十九号（水防法第四条の規定による水防管理団体の指定）の一部を

次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年九月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

○宮城県告示第七百八十九号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年九月十三日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年九月二十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯浦康宏

○宮城県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、亘理土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年九月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋総一郎

一 就任した者

理 事	役職名		変 更 後
	氏 名	住 所	
志子田孝夫	亘理郡山元町つばめの杜三丁目八番地六	志子田孝夫	亘理郡山元町高瀬字諷訪原四三番地一

○宮城県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年九月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋平勝

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年九月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高橋 総一郎

○宮城県告示第七百九十一号  
金洗堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第  
二項の規定により、平成二十八年九月十六日認可した。

就 任 年 月 日	氏 名	住 所	役 職 名
平成二十八年九月三日	佐藤好治	千葉榮	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	番地四	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地の二	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	黒川郡大郷町柏川字新長沼三十八番地	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	黒川郡大郷町土橋字宮林畠四十一番地	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	宮城郡松島町幡谷字検行十八番地	
平成二十八年九月三日	佐藤好治	黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二十九番地の一	
佐藤千加雄	只木芳紀	黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二十九番地の一	
理 事	理 事	理 事	理 事



## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年九月二十七日

平成二十八年九月六日	櫻井秀昭	東松島市浅井字大栗五十一番地
安積雅隆		東松島市根古字鰯前五十四番地
	監事	監事

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年八月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース(株)東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億七千六百六十一万六千三百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年六月十七日